

業務方法書の一部改正について

1 業務方法書 (平成16年5月6日通知)

(下線部変更)

新	旧
<p>(承認の基準等)</p> <p>第10条 当社は、前条の申請を行った者(以下「資格取得申請者」という。)について、次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業等の運営に関して必要と認める事項すべてに適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 金融商品取引業者以外の者</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 銀行及び優先出資法第2条第1項に規定する協同組織金融機関(以下「銀行等」という。)にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体及び連結自己資本比率が8パーセント以上、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体及び連結自己資本比率が4パーセント以上であること(外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当していること)、保険会社にあつては、<u>単体及び連結ソルベンシー・マージン</u>比率が400パーセント以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(DVP参加者の業務方法書違反等に係る措置)</p> <p>第30条 (略)</p>	<p>(承認の基準等)</p> <p>第10条 当社は、前条の申請を行った者(以下「資格取得申請者」という。)について、次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業等の運営に関して必要と認める事項すべてに適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 金融商品取引業者以外の者</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 銀行及び優先出資法第2条第1項に規定する協同組織金融機関(以下「銀行等」という。)にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体及び連結自己資本比率が8パーセント以上、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体及び連結自己資本比率が4パーセント以上であること(外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当していること)、保険会社にあつては、<u>ソルベンシー・マージン</u>比率が400パーセント以上であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(DVP参加者の業務方法書違反等に係る措置)</p> <p>第30条 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 当社は、DVP 参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該 DVP 参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該 DVP 参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 保険会社について、<u>単体又は連結</u>ソルベンシー・マージン比率が100パーセントを下回ったとき。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 当社は、DVP 参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該 DVP 参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該 DVP 参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 保険会社について、ソルベンシー・マージン比率が100パーセントを下回ったとき。</p> <p>4・5 (略)</p>
---	--

2 附 則

この改正規定は、平成24年3月31日から施行する。